

水土里ネット広報



水土里ネット東和
大雪の水と緑をはくぐむ

と う わ



主 な 内 容

- ・ 第68回通常総代会開催 1
- ・ 平成31年度事業計画概要及び予算 3
- ・ 「働き方」が変わります 7
- ・ 今年の通水及び土地連功労表彰 8
- ・ 各施設物管理人・監視人について 9
- ・ 改良区からのお知らせ・お願い 11

春 2019(平成31年)
NO.126

第68回通常総代会開催

東川、東旭川、東神楽地域毎の総代協議会を経て、去る3月18日 平成30年度 第68回通常総代会が、千葉 光志総代（東川地区）議長のもとに開催され、議事録記名人に 佐々木 博 総代（東旭川地区）、藤野戸 祐介 総代（東神楽地区）が選任され、全議案が原案どおり可決及び承認となりました。

開会の挨拶

理事長 外山 弘美

本日は、何かとご多忙のところ、第68回通常総代会にご出席を賜り厚くお礼申し上げます。また、日頃より改良区事業、運営にご協力を賜っている事に感謝とお礼を申し上げます。

去年は、6月の天候不順、7月2日から5日にかけての大雨、そして9月3日には胆振東部地震、ブラックアウトと災害の多い年でした。大雨では、パーパン川、倉沼川が氾濫し農作物に甚大な被害がでました。被害に遭われました方にはお見舞い申し上げます。この大雨で改良区施設も東川41箇所、東神楽13箇所、東旭川41箇所、八千代ヶ岡1箇所の合計96箇所の施設に被害がでました。災害の処理については、去年の臨時総代会にて承認いただき、平成29年度繰越金より3,500万円、財源調整積立金より1,000万円を取崩し対応させていただきました。

平成31年度の予算の膨らみは、整備事業の増とそれに伴う補助金、受託金が増えたことによります。協議会にて説明をしましたが、線事業のプール負担金が平成44年から負担額のピークを迎えることから、この期間10年間に対処するために機能保全積立金として10 a 当たり300円の積み増しをした予算となっています。

土地改良法の見直しですが、準組合員制度については耕作者の意見を取り入れるための制度であり、当区の組合員は全員が耕作者となっておりますので導入予定はありません。資格交替手続きの簡素化については、農業委員会の承認制の廃止、農地中間管理機構が農地賃貸を行う場合等の手続きの簡素化です。理事資格要件の理事定数5分の3以上が耕作者組合員についても、当区では全員が耕作者組合員であり、改正は予定していません。利水調整規程については、水調整を明確化するため明年3月の通常総代会までに提案の予定。総代選挙については、選挙管理委員会による管理を廃止し、改良区管理の選挙実施のための規程を今総代会に提案。書面、代理人による議決権行使の導入については、総代会出席率及び会議活性化の低下が懸念されることから導入を見送りました。土地改良区連合構想は、現在持ち合わせておりません。決算関係書類は複式簿記会計を導入済であります。員外監事については、成り手不足の懸念から外部監査の導入を検討しております。法改正には、以上のように対応することとしております。

国営事業につきましては、平成31年度 大雪東川第一、第二地区事業費は19億8千万円で調査設計11工区320ha、工事工区140haとなっていて、旭東東神楽地区は70haの工事施工を見込んでいます。道営事業は、13地区にて計画が進められており、この内、本年度は4地区の工事が行われます。国営事業はセンター方式で行政、改良区、農協から人員を出し合い対応をしています。道営事業は積算業務を改良区で行うため、1地区に1名の職員を張り付けとなり、これらの事業に対して平成31年度より社会人2



名、高卒1名の新規採用をいたします。

その他職員の動向としては、宮坂参事が平成31年3月末日をもって退職となります。平成6年から職員として18年、嘱託員として7年、合せて25年間勤務され、参事としては12年間責務を果たされました。この間、6土地改良区合併、その後の地区統合等に尽力をいただいております。

今総代会は、承認2件、議案13件、報告1件となっています。慎重審議を願ひまして簡単ですが挨拶とします。

議決及び承認・報告事項

◇承認事項

- ・平成30年度第2回東和土地改良区一般会計収入支出補正予算の専決処分の承認について
- ・平成30年度積立金処分額変更について

◇議案事項

- ・東和土地改良区定款の一部変更について
- ・東和土地改良区定款附属書役員選任規程の一部変更について
- ・東和土地改良区定款附属書総代選挙規程の設定について
- ・東和土地改良区規約の一部変更について
- ・平成30年度第3回東和土地改良区一般会計収入支出補正予算について
- ・平成31年度賦課金等の賦課徴収方法とその時期について
- ・平成31年度東和土地改良区役員、総代の報酬について
- ・平成31年度各種積立金の処分について
- ・一時借入金の借入について
- ・長期借入金の借入について
- ・平成31年度農地転用決済金について
- ・土地改良財産の取得及び処分について
- ・平成31年度東和土地改良区一般会計収入支出予算について

◇報告事項

- ・定期監査の結果について



(表紙写真)
東川第1游水池と大雪山

土地改良区の概要 (4月1日現在)

組 合 員	1,009人
賦課面積	8,108ha

平成31年度予算及び事業計画概要

昨年は、水稻におきましては、春先は気温も高く生育は順調に推移しましたが、6月からの低温、日照不足で生育は停滞、7月の集中豪雨による農地への浸水、9月には台風等による被害と自然災害に悩まされた年でした。土地改良区でも多くの土地改良施設が被災しました。農作物の収穫量も例年になく不作となり、皆様の努力が報われない、苦勞された年となりました。

さて、今年の農業情勢では海外との貿易交渉など農業にとって厳しい年と予想されます。組合員皆様において農業経営に憂慮されていると思いますが、食を担う農業者として、本年も天候に恵まれ実り多い最良の年であるよう祈念しています。

国の農業・農村整備事業の平成31年度予算において、昨年比14.1%増額となっています。このうち北海道における農業農村整備事業は、国と同様昨年比14.1%増で872億82百万円となっており、土地改良事業実施に弾みがつくものと期待している所です。

一方、当区では、年々土地改良施設の老朽化による更新、農地区画拡大の要望が多く寄せられ必要性は高まり地元要請には追いついていない状況下であり、さまざまな課題がありますが、農業の根幹である農地・農業用水の維持・保全のため鋭意工夫し取り組んでいく所存です。

このような諸情勢の中で下記の点を踏まえ今年度の予算編成を行いました。

1. 経常賦課金について

昨年度と同額10アール5,200円となっております。将来を見据えての賦課金となっておりますことに特段のご理解をいただきますようお願い申し上げます。なお、地区統合の合意に沿って本年度賦課金の調整としては、賦課平準化支援5,275千円を取り崩し運営費に充てる予定です。

2. 土地改良施設整備水準について

土地改良施設の地域平準化として24,000千円を取り崩し、改修計画を立て整備を進めますが、特に緊急を要する施設については、随時改修を実施することといたします。

3. 国営土地改良事業について

旭東東神楽地区は工事2年目、大雪東川第一地区は工事3年目、大雪東川第二地区は工事1年目とそれぞれの工事実施段階に入りますが、組合員皆様の期待に応えるべく、土地改良区の役目も重要になり、事業実施に向け関係機関と連携を図り進める所存です。

4. 道営基盤整備事業について

近年、上川管内の道営事業への申請が増加しており、組合員皆様の要望に応えきれていない状況です。当区も予定事業の採択が遅れており、今年は昨年同様4地区のみとなっております。また事業量も多くは望めない状況の中ではありますが、忠別北地区は事業実施5年目、兵村北地区は工事2年目、忠別南地区は工事1年目、旭正北中央地区は工事1年目を予定しています。線事業整備の一環として進めています上幹線用水路は工事3年目となり用水路改修を予定しています。なお、上部団体を通じて今後の事業進捗に、引き続き要請活動を行っていく所存です。

5. 土地改良法改正に伴う措置について

土地改良法が改正され今年4月から施行されます。この中で総代選挙に関して選挙管理委員会取扱いから土地改良区の取り扱いに変更になり、当区では明年1月に実施される総代選挙より該当いたします。併せて総代定数を見直し実施する予定で詳細が決まりましたら、お知らせいたします。

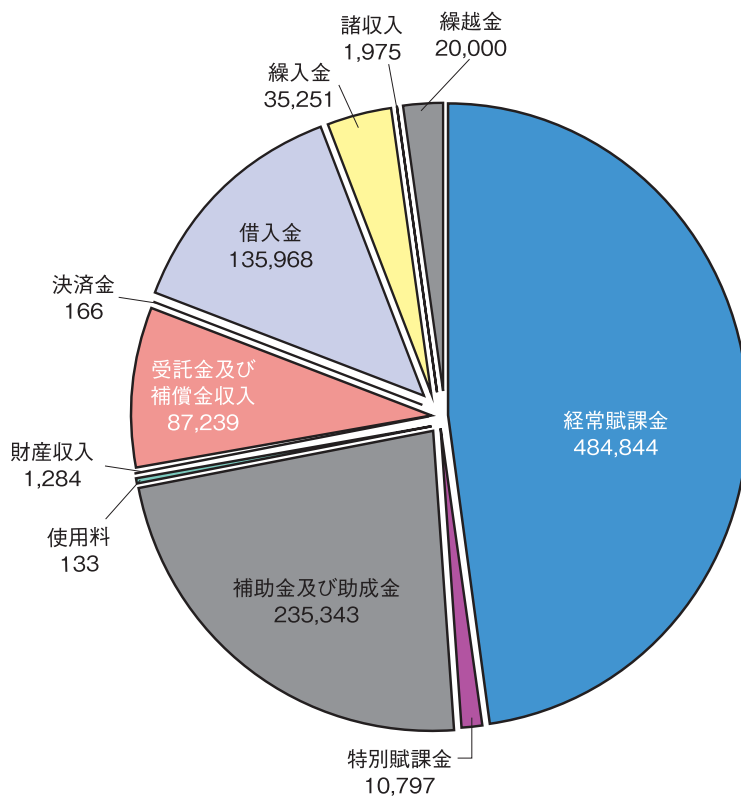
平成31年度土地改良区予算が決まりました

総額1,013,000千円

収 入

(単位：千円)

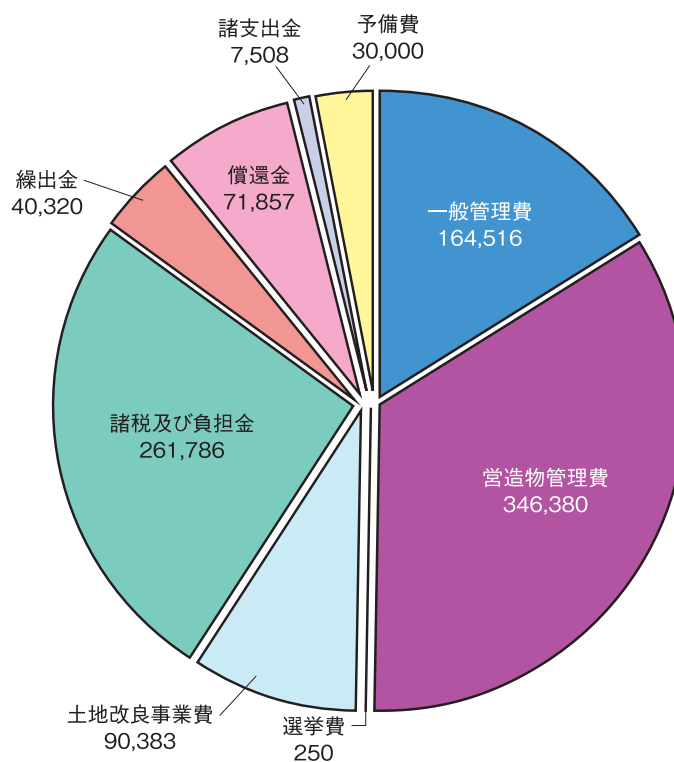
項 目	予 算 額
経 常 賦 課 金	484,844
特 別 賦 課 金	10,797
補 助 金 及 び 助 成 金	235,343
使 用 料	133
財 産 収 入	1,284
受 託 金 及 び 補 償 金 収 入	87,239
決 済 金	166
借 入 金	135,968
繰 入 金	35,251
諸 収 入	1,975
繰 越 金	20,000
合 計	1,013,000



支 出

(単位：千円)

項 目	予 算 額
一 般 管 理 費	164,516
営 造 物 管 理 費	346,380
選 挙 費	250
土 地 改 良 事 業 費	90,383
諸 税 及 び 負 担 金	261,786
繰 出 金	40,320
償 還 金	71,857
諸 支 出 金	7,508
予 備 費	30,000
合 計	1,013,000



▽ 平成31年度 賦課金について

平成26年度から地区統合により、一部地域を除き経常賦課金課率が統一され、平成31年度は10a当たり5,200円となりました。統合前旧地区の経常賦課金と比較し賦課金が上昇する地区については、緩和対策として賦課金平準化支援による7年間の段階的調整により、以下の通り本年度賦課金が減免されます。

また、ため池等を自ら管理し一部排水のため当区施設を利用している地域については、自主管理地として、平成31年度賦課金課率は一般地域の10%となる10a当たり520円が賦課されます。

(単位：円)

地区名	旧地区名	経常賦課金 課率	平準化 支 援	平準化支援 後課率	第1期	第2期
一 般	東 川 甲	5,200	0	5,200	2,600	2,600
	東 川 乙		310	4,890	2,600	2,290
	東 旭 川		0	5,200	2,600	2,600
	ペーパン		400	4,800	2,600	2,200
	桜 岡		0	5,200	2,600	2,600
	東 神 楽		0	5,200	2,600	2,600
	稲 荷		100	5,100	2,600	2,500
	志 比 内		200	5,000	2,600	2,400
自主管理地	—	520	0	520	520	0

※ 経常賦課金について、忠栄高台地区は揚水機負担反当額、国営事業地区並びに道営事業地区は夏期施工に掛かる促進費負担額が別途加算されます。また、特別賦課金として、ほ場整備事業、客土事業、暗渠排水事業等を実施された農地には別途負担金加算されますので、ご理解の程よりしくお願いいたします。

・ 賦課期日及び納期日（期限内納入をお願い致します。）

期 別	賦課種別	賦課期日	納入期限	賦課基準日
第 1 期	経常賦課金	令和元年 7 月 1 日	令和元年 7 月 12 日	令和元年 6 月 30 日の 土地原簿記載面積に より賦課いたします
第 2 期	経常賦課金 特別賦課金	令和元年 7 月 1 日	令和元年 11 月 15 日	
賦課金納入機関		東和土地改良区、農業協同組合（東川町・東神楽・東旭川・あさひ かわ・たいせつ・比布）本所、支店・支所、北洋銀行大雪通支店		

▽ 平成31年度 農地転用決済金について

地区内にある農地を他の目的に転用又は公共事業等で買収された場合、土地改良区に農地転用通知書を提出すると共に、地区除外決済金を納入しなければなりません。決済金は地区除外によって、残存組合員の負担の過重とならないよう一時に支払うお金です。

平成26年度から地区統合により10a当たり決済金額が統一されましたが、統合前旧地区の決済金と比較し上昇する地区については、緩和対策として7年間の段階的調整により、以下の通り金額が調整されます。

年 度	金 額	調整後の金額	
平成31年度	33,341円	※1 決済金調整地区	
		東旭川白地区 東旭川市街化地区	30,814円
		東川乙地区	30,823円
		ペーパン A、B 地区	30,773円
		稲荷 A 地区	30,866円
		志比内地区	30,806円
		※2 自主管理地（ため池管理等の賦課金10%地域）の決済金はありません。	

※各地区ほ場整備事業実施の地域には、上記の金額に別に計算した区画整理・暗渠・客土などに係る償還残元金加算されます。

▽ 平成31年度 土地改良事業概要

【国営事業】

(単位：千円)

事業名	地区名	概算事業費	当年事業費	事業内容	区分
緊急農地再編整備事業	大雪東川第一地区	23,880,000	2,550,000	調査設計業務 93.0ha 区画整理 129.0ha 暗渠排水 129.0ha 支線用水路 1,200.0m	継続事業
	大雪東川第二地区	35,000,000	1,000,000	調査設計業務 229.0ha 区画整理 14.0ha 暗渠排水 14.0ha	継続事業
	旭東東神楽地区	35,640,000	2,350,000	調査設計業務 151.0ha 区画整理 70.89ha 暗渠排水 70.89ha 用水路 4,800m 排水路 9,200m	継続事業

【道営事業】

(単位：千円)

事業名	地区名	全体事業費	当年事業費	事業内容	区分
農地整備事業 (経営体育成型)	忠別北地区	3,131,000	824,100	区画整理 46.6ha 暗渠排水 37.1ha 用水路 6,249m 排水路 5,608m 耕作道路 6,471m	継続事業
	兵村北地区	2,653,000	344,038	暗渠排水 2.4ha 生産用水路 1,181m	継続事業
	忠別南地区	1,536,000	237,400	調査設計業務(3年目) 一式 区画整理 11.4ha 暗渠排水 0.8ha 用水路 1,213m 排水路 1,134m 耕作道路 1,402m	継続事業
	旭正北中央地区	1,853,000	125,400	調査設計業務(2年目) 一式 区画整理 5.3ha 暗渠排水 2.1ha 用水路 237m 排水路 465m 耕作道路 480m	継続事業
水利施設整備事業 (基幹水利施設整備型)	上幹線地区	833,000	100,000	生産用水路 593m	継続事業

【団体営事業】

(単位：千円)

事業名	地区名	全体事業費	当年事業費	事業内容	区分
維持管理適正化事業	忠別川第2頭首工	6,500	6,500	電気設備・管理施設・ 建屋整備 一式	継続事業
	八千代第4取水工	8,600	8,600	洪水吐施設整備補修 取水施設整備補修	新規事業
施設改善対策事業	米原幹線用水路	5,700	5,700	用水路整備 121.3m	新規事業
多面的機能支払資源 向上支払交付金	東旭川地域	111,510	22,302	用水路整備補修	継続事業

「働き方」が変わります！ 2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます

ポイント①

時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限が、月45時間、年360時間

特別な事情がある場合、年720時間、単月100時間未満
→違反した場合には、罰則が科せられる恐れがあります。

ポイント②

年次有給休暇の確実な取得が必要です！

毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります

ポイント③

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます！

均衡待遇規程、均等待遇規程が整備されます

改良区からのお願い

働き方改革により、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」が策定され、当該ガイドラインに基づき、本年度より職員の労働時間の管理を行っています。時間外の会議等や休日の出役を極力を控え、違反がないように努めたく、ご理解とご協力をお願いいたします。

今年の通水は5月1日です

今年もかんがい用水配分の円滑を期すべく、雪解けと共に春工事で用水路の維持管理事業及び漏水防止工事等を施工し、施設維持管理と水配分に万全を期すべく努力しているところです。

通水は例年どおり5月1日ですので、よろしくお願いいたします。また、5月に入りますと本格的に代掻き水量を通水いたしますので、各幹線用水路の上流地域に近い個所から早期に着手し、順次下流地域に代掻き作業が進められるようお願いすると共に、全地域の組合員の皆様が適期内に水稻移植ができますよう、特段のご理解とご協力をお願いいたします。

【連休中の対応】

皇位継承に伴う10連休中の対応については、基本は休日対応になりますが、速やかに対応できる体制をとっています。

<< 通水期間緊急時の連絡は？ >>

東和土地改良区 32-2241(代) 東川事業所 82-0500
東神楽事業所 74-4005 もしくは以下の担当職員へ

地 域	担当者	電話番号
総 括	技術部 部長 清河 寛行	090-8708-3288
東 川 地 区	東川事業所 技師 太田 宏樹	090-3397-5938
東旭川地区	技術部整備課 主査 片平 健司	090-3114-5250
東旭川地区	技術部整備課 技師 渡邊 大地	080-5727-2124
東神楽地区	東神楽事業所 主任 松田 陸	080-5582-4848
東神楽地区	東神楽事業所 技師 石川 健太	080-5722-5968

土地連功労表彰

去る3月28日、ポールスター札幌において開催された土地連通常総会の席上に於いて、長年に亘り土地改良事業の推進に尽力された功績による功労表彰が行われ、当改良区から以下の方が表彰されました。

【功労表彰】 優良職員（敬称略）

参 事 大澤 延博（職員22年） 整備課長 伊藤 将文（職員21年）
整備課長補佐 岡田 裕治（職員21年）

多面的機能支払支援室の場所が変わりました

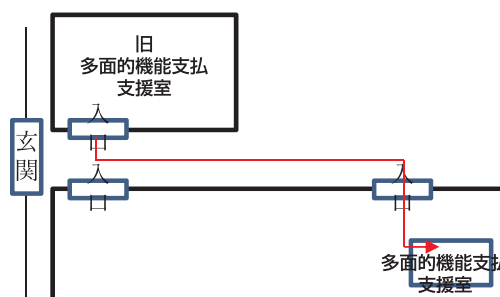
本年度より多面的機能支払支援室が、旧総務部管理課から技術部整備課へ移管されたことから、支援室の場所が変わりました。

電話番号は今までと同じです。

お間違いのないようよろしくお願いいたします。

TEL：0166-74-4016

FAX：0166-74-4017



各施設物管理人・監視人が決まりました

本年度の各施設管理・監視人について、次の方々に委嘱いたしておりますので、かんがい水の配分などには十分連絡をとり万全を期してください。

地区名	管理施設	氏 名	管理施設	氏 名
東川	忠別川第1頭首工・上流温水溜池管理人・東川第1游水池管理人	國木 正昭	東雲第4取入口	梶畑 直敏
	第1水路・第2水路監視人・西3号中央線・西2号南線・西4号北4線分水門・西8号北5線分水門・西7号南1番基線用水路調節水門管理人・ボン倉沼川第1頭首工	秋葉 政幸	東雲第6頭首工	大城 進 畑中 幹夫
			東雲第7頭首工	畑中 幹夫 梶畑 直敏
			東雲第8頭首工	古高 正
			東雲第9頭首工	秋原 譲
	西2号北1線スクリーン 管理人	尾上 正博	東雲第10頭首工	菅沼 順稚
	ボン倉沼川第2頭首工管理人	小林 拓馬	東雲第11頭首工	菅沼 久夫
	東4号石井地先幹線直分水門管理人	石井 和男	東雲第12取入口・東雲第13の2取入口・東雲第13の3取入口	溝口 敬章
	西6号御家瀬地先分水門管理人	山中 伸幸	東忠別第1頭首工	佐竹 国広
	西8号南線分水門管理人	水野 稔	東忠別第2頭首工	津谷 勇作
	西11号北5号放水路調節水門管理人	高橋 壽	東忠別第3頭首工	山下 悟
	北栄上幹線頭首工	吉田 建夫	東忠別第7頭首工	河治 均
	北栄下幹線頭首工	高橋 新一		
	東雲第2頭首工	紙谷 誠一		
	東雲第3頭首工	畑中 雅晴		
東旭川	忠別川第3・第4頭首工及び上下游水池管理人 上幹線・下幹線監視人 上幹線第1・第2支線及び下幹線第1・第2支線水門管理人	本間 秀信	追分幹線第1支線放水工・豊田幹線第1支線管理人	西島 廣志
	倉沼川第1頭首工管理人 倉沼川第1幹線分水門管理人 上幹線調節水門管理人 倉沼川第1幹線第1支線水門管理人 倉沼川第2幹線分水門管理人 倉沼川第2頭首工管理人	羽藤 道夫	米原頭首工管理人・ペーパン頭首工管理人	小林 忠志
			第6頭首工管理人	大橋 勉
			第7頭首工管理人（西瑞穂頭首工）	大橋 勉
			第9頭首工・温泉沢取水門・第10頭首工・東瑞穂幹線取水門管理人	中村 肇
	倉沼川第3左岸頭首工管理人	伊藤 隆	下南部貯水池・下南部幹線管理人	渡部 光幸
	倉沼川頭首工管理人	谷山 勝	ペーパングダム管理人	今井 和伸
	倉沼川第3頭首工右岸水門管理人	吉岡 正道	下南部川第1・2取水管理人	佐々木 博
	坂下川取水工管理人 坂下川第1支線用水路管理人	三上 善寛	東瑞穂幹線第1号排水路放水工・東瑞穂幹線第2直分派線・東瑞穂幹線スクリーン管理人	大橋 政美
	下幹線第3支線水門管理人	横尾 政博	東瑞穂幹線第2直分第1号排水路放水工・東瑞穂幹線第3直分派線管理人	中村 肇
	忠別南支線管理人	吉田 尚樹	7号の沢放水工管理人	小森 明
	忠別第5支線水門管理人	高橋 一政	福島川本流排水路放水工・西瑞穂幹線第3直分派線管理人	有馬かおり
	西12号北5線放水路調節水門管理人 日の出上筋違線調節水門管理人	山本 昭一	東瑞穂幹線第13直分派線・福島川第6号排水路放水工管理人	有馬かおり
	日の出下筋違線調節水門管理人	蔦井 弘司		
	各支線スクリーン管理人	録澤 洋介		

地区名	管理施設	氏 名	管理施設	氏 名
東旭川	第2頭首工管理人（豊田頭首工）	高橋 渡	第6頭首工幹線第2・第4直分派線・福島川第1号排水路放水工管理人	大山 勉
	第3頭首工管理人	牧 哲夫		
	第4頭首工（追分頭首工）追分幹線・追分幹線第2支線管理人	森定 一二	米原幹線第1分派線管理人	安田 和弘
	追分幹線第1支線放水工管理人	二階堂 博	米原幹線第3支線管理人	小檜山 隆
	追分幹線第1支線第1分派線放水工管理人		米原幹線第2直分派線管理人	原 昌弘
	豊田幹線放水工2箇所管理人	成瀬 徳之	東桜岡第1ダム・幹線水路（4路線）	北村 敏光
	追分幹線第1支線第7分派線管理人	吉原 寿一		
	豊田幹線第9直分派線管理人	高倉 伸淳	東桜岡第2ダム	北村 敏光
東神楽	東神楽游水池管理人・幹線水路監視人・揚水機及び揚水機線管理人	(株) 柳 沼	北第7支線第1附属線分水門管理人	伊藤英太郎
	忠栄高台第1支線管理人	森 豊毅彦	第1支線頭首工管理人（八千代第1頭首工）	小菅 嘉顕
	忠栄高台第3支線管理人	石井 実	第2支線取入口管理人（八千代第2取水工）	古本 純平
	忠栄高台第4支線管理人	古本 純平	第3支線頭首工管理人	林 鏡一
	北第3支線分水門管理人	追立 正史	第4支線頭首工管理人（八千代第4取水工）	林 鏡一
	高台第1附属線分水門管理人	大西 建一	第10支線頭首工管理人（稲荷第10頭首工）	吉原 義順
	高台第2附属線分水門管理人	久保 昭博	第11支線取入口管理人（稲荷第11取水工）	吉原 義順
	高台第8附属線分水門管理人	吉田 敏仁	第13支線取入口管理人・第14支線取入口管理人・（稲荷第13・14取水工）ポンプ取入口管理人	佐野 武
	北第1支線分水門管理人	森 豊毅彦		
	北第1支線附属線分水門管理人	石川 勝幸	第15支線取入口管理人（稲荷第15取水工）	山本 忠義
	南第2支線分水門管理人	辻 幸功	第5支線取入口管理人	石井 実
	北第2支線分水門管理人	蒔田 栄		
	南第3支線分水門管理人	大柿 稔	第6支線取入口管理人（八千代第6取水工）	北川 信一
	南第4支線分水門管理人・南第6支線附属線分水門管理人	中村 照男	第7支線取入口管理人（八千代第7取水工）	
	北第4支線第9分派線分水門管理人	岩瀧 孝夫	第8支線取入口管理人（八千代第8取水工）	長谷田克裕
	南第5支線分水門管理人	山本 康宏	第17支線取入口管理人（稲荷第17取水工）	大塚 和彦
	北第5支線分水門管理人	中川 隆史	第2支線補水水路管理人	小菅 嘉顕
	北第6支線分水門管理人	島田 幸典	第15支線補水水路管理人	山本 忠義
	北第7支線分水門管理人	生出 栄	新第5用水路管理人	水本 悦可
	南第5支線附属線分水門管理人	坂田 佳文	志比内地区水路監視人	岡村 義則
	南第6支線分水門管理人	高橋 誠	八千代ヶ岡幹線用水路 監視人	大柿 誠
東川 東神楽	忠別川第2頭首工	小坂 法弘		
	東川第2游水池			

改良区からのお知らせ

◇春の整備要望について

雪解け後、通水に障害がある様な施設が御座いましたら、最寄りの総代さんまでご相談頂きますようお願いいたします。なお、限られた財源の中での整備となり、工事の内容によっては時間を要する事も予想されますが、ご理解をお願い申し上げます。また、国営、道営事業の実施地区に於いて5年以内の整備計画のある地域については、簡易整備にて対応させて頂き、事業による施行まで現施設の利用をお願いする場合がありますので、ご了承願います。

◇組合員資格の移動、農地転用について

組合員資格の移動、農地転用の届け出は、土地改良法の規定により**組合員から土地改良区へ通知することが義務付けられております**。届出の無い場合は、土地改良区の台帳は変更されず、そのまま賦課されますので、必ず届け出して下さい。

こんな時は必ず届け出をお願いします

◆組合員資格に変更があったとき（組合員資格得喪通知届出）

- ・農地の移動（売買、賃貸借、交換など）
- ・農業者年金等による経営移譲
- ・生前一括贈与、死亡による名義変更
- ・住所の変更
- ・農家経営を法人化される方

◆農地を転用するとき（地区除外申請、農地転用等の通知、意見書交付願い）

- ・公共用地（道路、水路など）への売買による転用
- ・水田を宅地などへ転用

◆土地改良施設を使用したいとき（他目的使用申請書）

- ・雨水排水や合併浄化槽処理水の放流
- ・土地改良施設用地を出入り口など他目的に使用

農地の賃貸、売買にあたっては確認をお願いします

農地の移動（賃貸、売買など）の場合、賦課金未納の農地を賃貸、取得しますと土地改良法の規定により、**新たな耕作者が未納賦課金（滞納賦課金）を納入しなければなりません**。
必ず、**土地改良区に未納があるかどうか確かめてから契約するようご注意ください**。

◇草刈、清掃作業傷害保険について

これから水路愛護組合等の活動により水路の清掃や草刈が行われますが、改良区管理水路での事故に備え全組合員の皆様を対象に傷害保険に加入していますので、もし、改良区水路での事故等あればご相談ください。

傷 害 保 険

- | | | |
|----------|---|------------------------------|
| 1. 保険内容 | 土地改良区が維持管理する用排水路において、組合員が従事する草刈、清掃作業中に被った傷害を補償する保険。 | |
| 2. 被保険者 | 組合員全員 | |
| 3. 保 険 金 | [死亡・後遺障害] | 500万円 |
| | [入院日額] | 5,000円（事故発生日から180日限度） |
| | [通院日額] | 3,000円（事故発生日から180日以内で90日を限度） |

田んぼダム取り組みのお願い

近年大雨台風の影響により下流域では甚大な被害が発生しており、大雨を予測し河川より取水する用水路は全て止めていても、田んぼからの落水により洪水被害が拡大する恐れがあります。特に東川町内においては用排兼用の水路が多く、また勾配が急なことから昨年大雨に於いても被害が出ております。洪水被害から宅地や転作田などの農地を守るためには、河川への排水量の集中を避ける必要があり、広大な水田地域から雨水をゆっくり排水することにより、大きな洪水軽減の効果が期待できます。

大雨警報が発令されたときは、落水されている田んぼについては、排水口に調整板を設置し田んぼダムの協力をお願いします。



西4号道路沿 東側排水路



倉沼川豊年橋より下流

土地改良区からのお願い

用水路における人身事故防止について

今年も通水時期となり、5月に入りますと改良区で管理しています用水路に水が満杯状態で流れてきます。

用水路のほとんどがコンクリート製のために水の流れが速く、幼児・児童、お年寄りが水路に転落すると大切な生命を失うことになります。

改良区では、危険な場所に危険防止看板などを設置し、各学校に対して危険防止ポスターを配布するとともに、時期的には広報車による危険防止の呼び掛けをするなどのPRに努めていますが、父母の皆様が子供に対して用水路の近くでは「遊ばない・近寄らない」と言い聞かせて頂くのが一番効果的です。

用水路における人身事故防止に皆様のご協力を下さいますようお願い致します。

用水路に物を捨てないで下さい

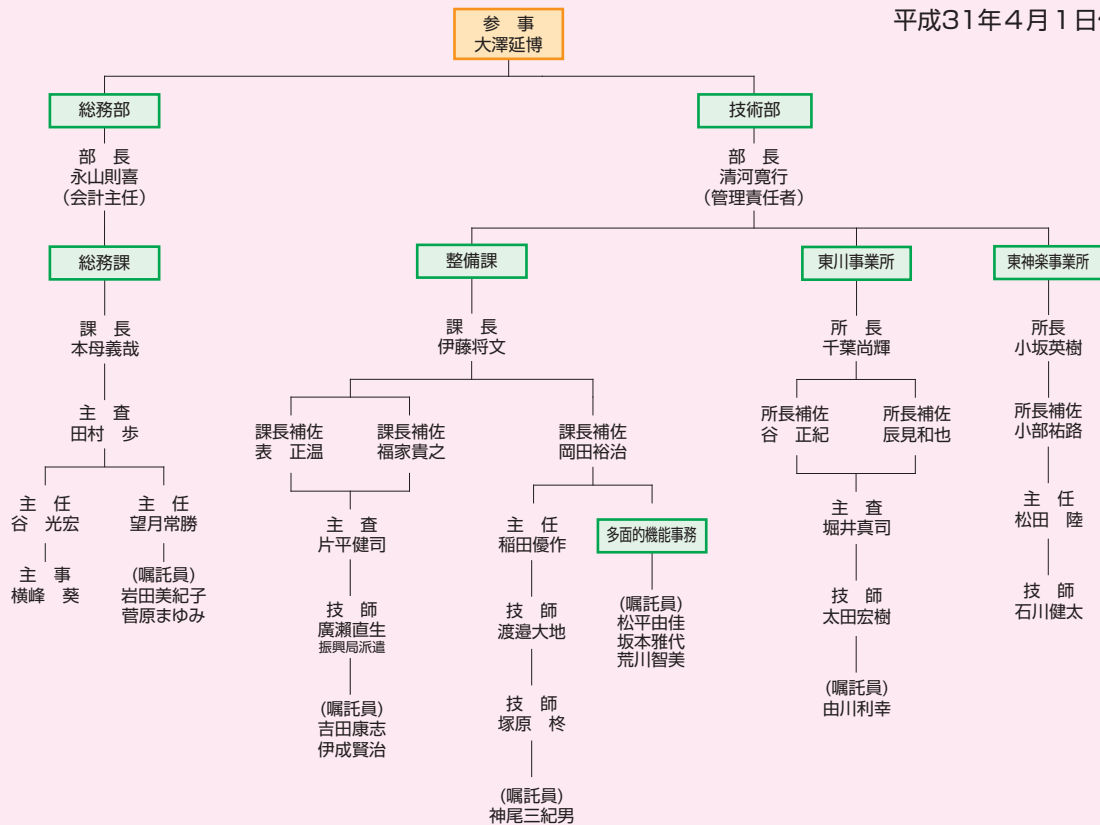
用水路内に空缶・家庭用プラスチック容器・ビニール類などが流れてきて、下流の取水口などに詰まり、水が氾濫して被害を受ける事がありますので、絶対用水路に物を捨てないようにご協力下さい。

また、捨てている人を見ましたら、注意を呼びかけて下さい。



平成31年度事務機構図

平成31年4月1日付



職員の動向

新入職員紹介



谷 正紀

本年度より東和土地改良区の一員として働かせていただくことになりました。業務を進めていく中で今までの経験を活かしたら良いと思っています。よろしくお願いします。



辰見 和也

今までの経験を活かし、東和土地改良区の職員として皆様のお力になれるよう頑張りますので、よろしくお願いします。



塚原 柊

これから勉強を続けて精一杯頑張ります。よろしくお願いします。

ホームページアドレス
<http://www.touwa.or.jp/>

平成31年4月25日発行
発行所
旭川市東旭川町旭正312番地
東和土地改良区
電話 32-2241 FAX 32-2244
発行人 理事長 外山 弘美
編集 総務課

お世話になりました



前参事
宮坂 幸男
(奉職25年)

私は今年3月末をもちまして退職いたしました。今日まで職責を果たすことができましたのは、組合員皆様のご理解ご協力があったからこそ心から感謝申し上げます。元号も「令和」となり、新たな時代へと入りますが土地改良区の役割は変わることなく農業の根幹を支える組織として脈々と継承されることを願っています。組合員皆様にあっては農作業の本番を迎えていますが、けがには十分留意され、豊穡の秋を迎えられますことを祈念いたします。